○磐田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

平成17年４月１日条例第220号

改正

平成17年７月１日条例第261号

平成18年７月７日条例第36号

平成18年10月13日条例第40号

平成26年７月10日条例第18号

令和６年３月22日条例第13号

令和７年３月24日条例第４号

令和７年３月24日条例第11号

磐田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第25条の規定に基づき、磐田市消防団員で非常勤の者（以下「非常勤消防団員」という。）が退職した場合において、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

（退職報償金の支給額）

第２条　退職報償金は、非常勤消防団員として２年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。

（退職報償金の支給基礎となる階級）

第３条　階級は、退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が１年に満たないときは、その階級（団員を除く。）の直近下位の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が１年以上あるときは、総務省令の定めるところにより規則で定める階級とする。

（勤務年数の算定）

第４条　勤務年数については、その者が非常勤消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合における基礎とされた期間及び再び非常勤消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間が１年に満たない場合における当該期間については、この限りでない。

２　前項の勤務年数の計算は、非常勤消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月ま

での月数による。ただし、退職した日の属する月と再び非常勤消防団員となった日の属する月が同じ月である場合には、その月は、後の就職に係る勤務年数には算入しない。

第５条　非常勤消防団員が、一定期間勤務しなかったことが明白である場合には、その期間は、勤務年数に算入しない。

（遺族の範囲）

第６条　退職報償金の支給を受けることができる非常勤消防団員の遺族は、次に掲げる者とする。

（１）　配偶者（婚姻の届出をしないが、非常勤消防団員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

（２）　子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で非常勤消防団員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

（３）　前号に該当しない子及び父母

２　前項に掲げる者の退職報償金の支給を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第２号及び第３号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序により父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

３　退職報償金を受けるべき同順位の者が２人以上ある場合においては、その人数により等分して支給するものとする。

（遺族からの排除）

第７条　次に掲げる者は、退職報償金の支給を受けることができる遺族としない。

（１）　非常勤消防団員を故意に死亡させた者

（２）　非常勤消防団員の死亡前に、当該非常勤消防団員の死亡によって退職報償金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

（退職報償金支給の制限）

第８条　退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。

（１）　拘禁刑以上の刑に処せられた者

（２）　懲戒免職又はこれに準ずる処分を受けて退職した者

（３）　停職処分を受けたことにより退職した者

（４）　勤務成績が特に不良であった者

（５）　前各号に掲げるもののほか、退職報償金を支給することが不適当と認められる者

（退職報償金支給の時期）

第９条　退職報償金は、非常勤消防団員が退職したときに支給する。ただし、特別の事情があると

きは、これによらないことができる。

（委任）

第10条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成17年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までに、合併前の磐田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年磐田市条例第34号）、福田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年福田町条例第16号）、竜洋町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年竜洋町条例第14号）、豊田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年豊田町条例第31号）又は豊岡村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年豊岡村条例第20号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定により非常勤消防団員として勤務した期間は、この条例の規定による勤務年数（第４条第１項ただし書に該当する期間を除く。）に合算するものとする。

３　この条例の施行の日の前日までに退職した合併前の非常勤消防団員で、施行日において合併前の条例の規定による退職報償金の支給を受けていないものの退職報償金の支給については、なお合併前の条例の例による。

附　則（平成17年７月１日条例第261号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の磐田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成17年４月１日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

（退職報償金の内払）

３　平成17年４月１日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の磐田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附　則（平成18年７月７日条例第36号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の磐田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成18年４月１日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

（退職報償金の内払）

３　平成18年４月１日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の磐田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附　則（平成18年10月13日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成26年７月10日条例第18号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の磐田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成26年４月１日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

（退職報償金の内払）

３　平成26年４月１日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の磐田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附　則（令和６年３月22日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和７年３月24日条例第４号）

（施行期日）

1　この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3　この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）第２条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

4　拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

5　禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。

附　則（令和７年３月24日条例第11号）

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

退職報償金支給額表

階級		団長	副団長	本部長、副本部長及び分団長	副分団長	班長	団員
勤務年数	２年以上３年未満	円 10,000	円 10,000	円 10,000	円 10,000	円 10,000	円 10,000
	３年以上４年未満	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	４年以上５	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000

	年未満						
	５年以上６年未満	239,000	229,000	219,000	214,000	204,000	200,000
	６年以上７年未満	249,000	239,000	229,000	224,000	214,000	210,000
	７年以上８年未満	259,000	249,000	239,000	234,000	224,000	220,000
	８年以上９年未満	269,000	259,000	249,000	244,000	234,000	230,000
	９年以上10年未満	279,000	269,000	259,000	254,000	244,000	240,000
	10年以上11年未満	344,000	329,000	318,000	303,000	283,000	264,000
	11年以上12年未満	354,000	339,000	328,000	313,000	293,000	274,000
	12年以上13年未満	364,000	349,000	338,000	323,000	303,000	284,000
	13年以上14年未満	374,000	359,000	348,000	333,000	313,000	294,000
	14年以上15年未満	384,000	369,000	358,000	343,000	323,000	304,000
	15年以上16年未満	459,000	429,000	413,000	388,000	358,000	334,000
	16年以上17年未満	469,000	439,000	423,000	398,000	368,000	344,000
	17年以上18年未満	479,000	449,000	433,000	408,000	378,000	354,000
	18年以上19年未満	489,000	459,000	443,000	418,000	388,000	364,000

	19年以上20年未満	499,000	469,000	453,000	428,000	398,000	374,000
	20年以上21年未満	594,000	534,000	513,000	478,000	438,000	409,000
	21年以上22年未満	604,000	544,000	523,000	488,000	448,000	419,000
	22年以上23年未満	614,000	554,000	533,000	498,000	458,000	429,000
	23年以上24年未満	624,000	564,000	543,000	508,000	468,000	439,000
	24年以上25年未満	634,000	574,000	553,000	518,000	478,000	449,000
	25年以上26年未満	779,000	709,000	659,000	624,000	564,000	519,000
	26年以上27年未満	789,000	719,000	669,000	634,000	574,000	529,000
	27年以上28年未満	799,000	729,000	679,000	644,000	584,000	539,000
	28年以上29年未満	809,000	739,000	689,000	654,000	594,000	549,000
	29年以上30年未満	819,000	749,000	699,000	664,000	604,000	559,000
	30年以上31年未満	979,000	909,000	849,000	809,000	734,000	689,000
	31年以上32年未満	989,000	919,000	859,000	819,000	744,000	699,000
	32年以上33年未満	999,000	929,000	869,000	829,000	754,000	709,000
	33年以上34	1,009,000	939,000	879,000	839,000	764,000	719,000

	年未満						
	34年以上35年未満	1,019,000	949,000	889,000	849,000	774,000	729,000
	35年以上	1,079,000	1,009,000	949,000	909,000	834,000	789,000